

\*令和7年4月22日区政イノベーション本部資料一部抜粋

## 令和7年度の行政評価の取組

### (1) 施策評価・事務事業評価について

#### ○ 評価の実施方法

- ・令和5年度からの「新たな行政評価制度」に基づき引き続き実施する。
- ・評価に当たっては、事業の計画、見直し等のPDCAサイクルを職場内で共有するとともに、自己評価を行う際に、管理職を交えた職員間の議論を通じて評価と改善の検討を行う。その検討にあたっては、特に、複数年にわたり執行率が低い事業や成果指標の達成率が低い事業等について、廃止の視点も含めた事業の見直しを図る。

#### ○ 評価結果の活用

- ・施策評価・事務事業評価の一部は区政経営報告書（主要施策の成果、総合計画・実行計画の進捗状況、歳出決算一覧）に活用する。
- ・令和8年度の当初予算編成における財政部門の資料として活用する。
- ・地方公会計制度との効果的な連動について、コスト等を把握する事業別行政コスト計算書の活用を検討する。

#### ○ 行政評価制度の見直し

- ・再構築した行政評価システムのユーザビリティの更なる向上を図るため、今年度の評価実施後、システム利用者である職員の意見をアンケート等により把握し、システムの機能を改善していく。
- ・区政の透明性をさらに高め、行政評価の取組に対する区民の理解を深めてもらうために、行政評価のデータをダッシュボードとして区の公式ホームページに掲載する（令和7年11月目途）。
- ・施策・事務事業評価シートの視認性向上に向けて、評価シートの体裁等を見直していく。
- ・行政評価制度のあり方を財政部門と連携しながら検討していく。

### (2) 財団等経営評価について

#### ○ 実施団体

区が財政・人的支援を行っている団体で、区の施策推進に寄与する事業を実施する等区政との関連性が高いと認められる杉並区障害者雇用支援事業団、杉並区スポーツ振興財団、杉並区社会福祉協議会、杉並区シルバー人材センター、すぎなみ環境ネットワーク、杉並区交流協会の6団体とする。

#### ○ 評価結果の活用

各団体においては、評価を通してコスト意識を高め、効率的・効果的な事業実施によ

る区民サービスの向上を目指す。また、所管部課においては、今後の支援の参考資料として評価結果を活用する。

### **(3) 外部評価について**

#### **○ 評価対象**

施策（施策を構成する事務事業を含む）及び財団等を対象として、外部評価委員会において選定する。

#### **○ 評価結果の活用**

公正かつ中立な立場である外部評価委員の評価を受けることにより、行政評価の客観性を高めるとともに、その充実を図る。

### **(4) 今後の主なスケジュール（予定）**

- 令和7年5月～ 施策評価・事務事業評価（第一段階）の実施  
財団等経営評価の実施
- 8月～ 施策評価・事務事業評価（第二段階）の実施